食料システム法第 36 条第 1 号　取引条件協議申出書

【参考様式・解説付きサンプル】

令和　　年　　月　　日

【解説】提出先の正式名称と、必要に応じて代表者・担当部署名を記入します。

［取引相手方の正式名称］

［代表者・担当部署等］　殿

【解説】申出者・提案者の名称、住所、連絡先等を記入します。法人の場合は法人名・代表者名を記入します。公開用にする場合は、住所・電話番号・組合員番号等を削除した別版を作成してください。

住　所　［住所］

名称等　［法人名又は氏名］

申出者　［代表者名等］

連絡先　［電話番号・メール等］

1　協議申出の趣旨

【解説】ここでは「何を取引しているか」「現在どのような条件が示されているか」「どの費用・事情を根拠に協議を求めるか」を簡潔に書きます。国・認定団体等のコスト指標がある場合は、名称・公表日・数値を具体的に記載します。

私（当社）は、［品目・商品名］を生産・製造・販売する事業者です。

現在、［取引相手方］との取引において、［現在示されている価格・概算金・単価・手数料その他の取引条件］が示されています。

一方、［公表されているコスト指標、自社原価資料、仕入価格、資材費・物流費の上昇資料等］によれば、［持続的な供給に要する費用の内容・金額］が確認できます。

そこで、食料システム法第 36 条第 1 号の趣旨を踏まえ、持続的な供給に要する費用その他の事情を考慮した取引条件について、協議を申し出ます。

2　本申出で示すコスト資料の位置付け

【解説】コスト資料が「そのまま取引価格を決める数字」なのか、「協議の基礎となる参考値」なのかを明確にします。公的なコスト指標に利潤が含まれない場合などは、その点も記載します。

本申出で示す［コスト指標・原価資料等］は、［何を示す資料か］を示すものです。

この資料は、直ちに特定の取引価格を決定するものではありません。

一方で、私（当社）が負担する［資料に含まれていない取引関連費用］や、事業を継続し再生産・必要な投資を行うための利潤等についても、取引条件の中でどのように考慮するのかを協議したいと考えています。

なお、同一費用の重複計上を求めるものではありません。

3　取引形態・決定主体の確認（必要な場合）

【解説】委託販売、買取販売、共同計算、複数の事業者を介する取引など、誰が価格・条件を決めるのか分かりにくい場合に使います。単純な直接売買で不要なら、この項目は削除できます。

本件協議の前提として、本件取引が、［委託販売／買取販売／その他の取引形態］のいずれに該当するのかをご説明ください。

また、［概算金・仮払金・提示単価等］が、その取引関係の中でどのような法的・経済的性質を有するものかについてもご説明ください。

取引条件について、貴社（貴組合）が自ら決定し、又は協議に関与し得る事項と、決定権又は裁量がない事項を、それぞれ具体的にご説明ください。

当事者間で取引条件を協議する余地がない事項があるとする場合には、その対象事項、取引段階及び取引方法についてもご説明ください。

4　確認・協議を求める事項

【解説】質問は番号を付け、後で「どの質問に回答があったか」を確認できる形にします。下記は例です。必要なものだけ残し、品目・取引に合わせて追加・削除してください。

（1）現在の価格・取引条件を設定する際、［コスト指標・原価資料等］を検討しましたか。

（2）検討した場合、その資料をどのように考慮しましたか。

（3）検討していない場合、その理由をご説明ください。

（4）現在の価格・取引条件の設定に当たり、どのような要素を考慮しましたか。

（５）将来の販売見込み、需給、在庫、市場価格、販売先との取引条件その他の要素をどのように考慮しましたか。

（６）私（当社）が負担する手数料、検査料、物流費その他の費用がある場合、その項目、金額又は料率及び算定方法をご説明ください。

（７）前号の費用について、コスト資料に既に含まれている費用と、別途負担する費用を可能な範囲で区分してください。

（８）事業を継続するための利潤を取引条件の検討においてどのように考慮していますか。

（９）取引相手方以外の主体が価格・条件の決定、販売、精算等に関与する場合、その主体と役割をご説明ください。

（１０）複数主体が関与する場合、誰がどの事項を決定し、又は協議しているのか、その仕組みをご説明ください。

５　協議を求める事項

【解説】最終的に何を協議したいのかを 3〜5 点程度に絞ります。「値上げ要求」だけにせず、コストの扱い、取引関連費用、利潤、今後の見直しなどに分けると整理しやすくなります。

私（当社）は、少なくとも次の事項について具体的な協議を求めます。

・［コスト指標・原価資料等］を現在の取引条件にどのように反映するか。

・別途負担している手数料・物流費その他の取引関連費用をどのように考慮するか。

・事業を継続し、再生産・必要な投資を行うための利潤をどのように考慮するか。

・現在示されている価格・条件を、上記の事情を踏まえてどのように評価するか。

・今後の価格形成・精算・契約更新等において、コスト資料をどのように活用するか。

６　食料システム法第 36 条第 1 号との関係

【解説】法的根拠を簡潔に記載します。長い法律論より、「コスト等の考慮を求める理由を示して協議を申し出ている」ことが分かるようにします。

食料システム法第 36 条第 1 号は、取引の相手方から、持続的な供給に要する費用その他の考慮を求める事由を示して取引条件に関する協議の申出がされた場合、誠実にその協議に応ずるよう努めることを定めています。

本申出は、［コスト指標・原価資料・価格上昇資料等］を合理的な根拠として示し、［品目・商品］の取引条件について実際に協議を求めるものです。

7　一方的な価格要求ではないこと

【解説】相手に特定価格を強制する文書ではなく、「資料を示して協議する」文書であることを明確にします。

本申出は、貴社（貴組合）に対して特定の価格又は条件を一方的に受け入れるよう求めるものではありません。

双方が資料及び事情を示し、持続的な供給に必要な費用を実際の取引条件の中でどのように考慮するのかを協議することを目的としています。

8　協議の基礎とする資料

【解説】添付できる資料を具体的に示します。公的なコスト指標、精算明細、請求書、資材価格表、運賃表、自社原価資料などから、必要なものだけ付けます。

本申出では、［資料名］を、持続的な供給に要する費用を考慮した取引条件について協議を申し出るための基礎資料として示します。

私（当社）が保有する［精算明細・請求書・価格表等］についても、必要な範囲で提示します。

貴社（貴組合）におかれても、現在の価格・取引条件の設定根拠、コスト資料をどのように考慮したのか、その他協議に必要な資料について、可能な範囲でご提示ください。

9　協議及び回答のお願い

【解説】回答期限は、取引関係や内容に応じて現実的な期間を設定します。期限内に全部回答できない場合の扱いも書いておくと、無回答と「回答準備中」を区別できます。

本申出について、本書到達後［　］日以内に、協議の機会を設けてください。協議日時、場所又は方法についてご連絡をお願いします。

また、上記確認事項のうち書面で回答可能な事項については、可能な範囲で資料を添えて、同期限内に書面による回答をお願いします。

同期限までに全ての事項について協議及び回答が困難な場合には、その理由、現時点で回答可能な事項及び残る事項についての回答予定時期をご連絡ください。

添付資料（例）

- ［公的なコスト指標・公表資料］
- ［販売代金精算明細・請求書・領収書］
- ［資材価格・物流費等の資料］
- ［その他、協議の根拠となる資料］

参考

農林水産省「食品等の取引適正化」及び「努力義務・判断基準ガイドブック」を確認した上で、実際の取引関係に合わせて作成してください。これは農林水産省の公式様式ではありません。